

## 「物流関係者連絡会」設置要綱

(制定) 令和5年1月18日4都市基交第1155号

(改定) 令和5年4月21日5都市基交第238号

### (目的)

第1条 東京2020大会時に培った物流TDMの取組をレガシーとして継承するとともに、時代の潮流を捉え、都内のさらなる物流効率化を目指すため、「物流関係者連絡会」(以下、「本連絡会」という。)を設置し、関係団体等とともに、物流効率化に向けた情報交換や新たな取組の検討等を行う。

### (組織)

第2条 本連絡会は、別紙に掲げる者により構成する。

### (座長)

第3条 本連絡会に座長を置く。

2 座長は、本連絡会を代表し、議事を総理する。

### (検討会の運営)

第4条 本連絡会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して、本連絡会への出席等必要な協力を依頼することができる。

3 座長に事故がある場合は、あらかじめ座長が指定する委員又は事務局がその職務を代理する。

4 本連絡会は非公開とする。

5 本会議の資料は公開とする。ただし、座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

### (事務局)

第5条 本連絡会の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課に置く。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本連絡会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年1月18日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

(別紙)

「物流関係者連絡会」委員名簿

座長	小早川 悟 日本大学 理工学部 交通システム工学科 教授
副座長	東京都 都市整備局 物流担当部長
委員(事務局)	東京都 都市整備局 都市基盤部 物流調査担当課長
委員	東京都 都市整備局 都市基盤部 施設計画担当課長
委員	東京都 産業労働局 商工部 商工施策担当課長
委員	東京商工会議所 地域振興部 副部長
委員	東京都商店街振興組合連合会 事務局次長
委員	東京都トラック協会 業務部長
オブザーバー	国土交通省 総合政策局 物流政策課 課長補佐
オブザーバー	国土交通省 自動車局 貨物課 課長補佐
オブザーバー	国土交通省 関東運輸局 交通政策部環境・物流課 課長
オブザーバー	国土交通省 関東運輸局 自動車交通部貨物課 課長
オブザーバー	経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課 物流企画室 室長補佐
事務局	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課